

## ひとりで抱え込まず相談しましょう 9月10日から16日までは自殺予防週間です

社会福祉課 ☎552-7102

「ストレスがたまってつらい・・・」、「眠れない・・・」などの不調があるとき、どうしていますか？

ストレスと上手く付き合うために、さまざまな対処法を使って自分なりに合う方法を見つけることが大切です。

また、つらい気持ちを一人で抱え込まず、友人や家族など、誰かに気持ちを伝えてみましょう。話すことで気持ちが軽くなることもあります。それでもつらいときには、相談できる場所があります。

▶ **ライン公式アカウント**  
「いのち支える兵庫県」を、右記2次元コードから友だち追加できます。



▶ **こころの体温計**で気軽にこころの健康状態をチェックストレスしてみませんか。



### ～こころの相談窓口一覧～

相談窓口	電話番号	時間	曜日
健康課	594-1117	8:30 ~ 17:15	月～金
社会福祉課	552-7102	8:30 ~ 17:15	
丹波健康福祉事務所	0795-73-3654	9:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 17:00	月～金
市ふくし総合相談窓口	552-5346	8:30 ~ 17:15	
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	18:00 ~ 翌8:30 24時間	土日祝
兵庫県こころの健康電話相談	078-252-4987	9:30 ~ 11:30、 13:00 ~ 15:30	火～土

精神科医・心理士によるこころのケア相談  
相談は無料。予約制です。上記担当課にお問い合わせください。



## 丹波篠山市交通安全計画を策定しました

市民安全課 ☎552-5117

市では、第3次丹波篠山市総合計画において、交通安全意識・マナーの高揚や施設整備を図り、交通事故ゼロをめざすことを目標に掲げています。地域の交通事情に沿った交通安全対策を進めていくため、市の「交通安全計画」を新たに策定しました。

策定には、市民委員をはじめPTA協議会、交通安全協会、篠山警察署の皆さんにも関わっていただきました。家庭、地域、職場、学校など、それぞれの立場で、交通事故のない歩行者にやさしい地域づくりに取り組みましょう。

### 1. 丹波篠山市の交通安全対策

#### これまで

県が作成した交通安全計画および交通安全実施計画に基づき推進

#### これから

丹波篠山市交通安全対策会議を設置し、市の「交通安全計画」を策定して総合的かつ計画的に推進

### 2. 計画の目標

#### (1) 数値目標

- ① 交通事故死者数を毎年ゼロにする
- ② 交通事故傷者数を毎年100人以下にする
- ③ 交通事故発生件数を毎年1,000件以下にする

#### (2) 重点項目

- ① 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率の向上
- ② 子ども、高齢者、障がい者などの安全確保

### 3. 計画期間

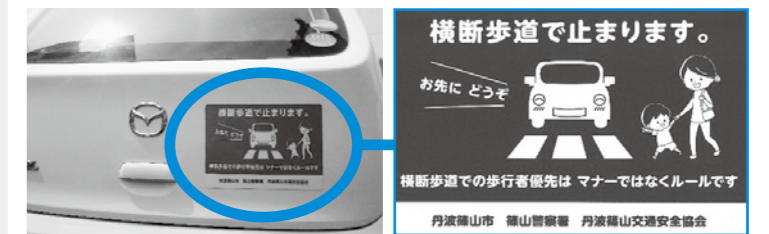
令和5年度から令和9年度までの5カ年



横断歩道の啓発のぼり



小学校での交通安全教室



事業車両や公用車両へのマグネットシート掲示



啓発ポスター



ホームページ

計画全文は市ホームページに掲載しています。

## 人工透析治療の通院費を助成します

社会福祉課 ☎552-7102

**対象** 通院して人工透析治療を受ける市内在住の方（在宅）のうち、①から④全ての要件を満たす方

- ① じん臓機能障害による身体障害者手帳を持っている
- ② 人工透析治療を受けるため、自家用車またはタクシーを含む公共交通機関で通院している
- ③ 市民税所得割額が23万5,000円未満（3～6月分は令和4年度、7～8月分は令和5年度の課税状況）
- ④ 他法令により通院交通費の給付を受けていない

**申請に必要なもの** 通院証明書（決定後提出。1回目の方のみ）、印鑑、振込先口座番号が分かるもの、身体障害者手帳

**助成対象月** 3～8月分

**受付期間** 9月1日（金）～29日（金）

**提出先** 上記

#### 助成金額

距離区分(往復)	10km以下	10km超20km以下	20km超30km以下	30km超40km以下	40km超
助成金額(月額)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

※ 居宅から医療機関までの自家用車などによる一般的な最短経路の通院距離から額を定めます。

往路または復路のみ自家用車などで通院している場合は、上記に定める額の2分の1とします。

## 10月から「見守り弁当サービス事業」が始まります

長寿福祉課 ☎552-5346 / 丹波篠山市社会福祉協議会 ☎590-1112

一人暮らしの高齢者などの見守りについて、市で行っていた配食サービス事業と社会福祉協議会が行っていた給食サービス事業を統合し、新しく「見守り弁当サービス事業」として丹波篠山市社会福祉協議会が実施します。

#### 事業内容

本事業に登録した市内配業者や障がい者福祉事業所から平日の昼食に弁当を購入した場合、1食あたり200円を助成します（週3回まで）。また、事業所などと連携し、弁当の配達時に安否確認を行います。

#### 対象者(次のいずれかにあてはまる方)

- ・見守りが必要で買い物や外出、調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者世帯
- ・障がい者手帳の所持者

#### 申請受付

随時受け付け  
※ 現在配食サービス、給食サービスをご利用の方へは直接申請書を送付します。

#### 申請先

丹波篠山市社会福祉協議会

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ

